

長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、廃棄物行政を円滑に進めるため、長岡京市廃棄物減量等推進員会議（以下「推進員会議」という。）が行う事業に要する経費に対し、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、推進員会議とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 推進員会議が行う研修事業
- (2) 推進員会議が行う啓発事業
- (3) 推進員会議が行う地域貢献活動
- (4) その他市長が必要と認める推進員会議が行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に係る全ての経費とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、毎年度予算で定める。

(交付の申請)

第6条 推進員会議は、補助金の交付を受けようとするときは、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金の適否を審査し、必要と認めた時は、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付決定通知書（様式第4号）により推進員会議に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業完了後、60日以内又は、3月31日のどちらか早い日までに事業終

了報告書を提出すること。

- (3) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがある。
- (4) 補助事業に係る収支状況を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(事業終了報告)

第8条 前条の規定による補助金の決定を受けたとき、推進員会議は、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助事業終了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、事業終了後60日以内又は、3月31日までのどちらか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条に規定する事業の終了報告を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金確定通知(様式第6号)により、推進員会議に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第11条 市長は、特に必要があると認めた場合には、前条の規定にかかわらず、事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとするとき、推進員会議は長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金概算交付申請書(様式第8号)に第7条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付取消等)

第12条 推進員会議が次の各号の一に該当する場合は、市長は、補助金等の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使

用しなかったとき。

- (3) 補助金等の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金等の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金等の交付の趣旨に添わないと認められるとき。

(補助金等の返還)

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付を行った場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、推進員会議に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第14条 前条に規定する補助金の返還及び納期限後の納付に係る延滞金については、規則第14条及び第15条の規定を適用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体名

代表者名

印

長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付申請書

長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金の交付を受けたいので、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第6条、第9条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

様式第3号（第6条、第9条関係）

収 支 予 算 書
(収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支出

科 目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市
廃棄物減量等推進員会議様

長岡京市長 印

長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の件について、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業完了後、60日以内又は3月31日のどちらか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがある。
- (4) 補助事業に係る収支状況を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書を5年間保管すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体名

代表者名

印

長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助事業終了報告書

年 月 日付で交付決定通知を受けた表記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

長岡京市
廃棄物減量等推進員会議 様

長岡京市長 印

長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定をした長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金について、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長

団 体 名

住 所

代表者名

印

長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額

金

円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体名

住 所

代表者名

印

長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知がありました標記の補助金について、
長岡京市廃棄物減量等推進員会議補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を
添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し